

# 令和2年度第1回 島田市地域公共交通会議

## 会議資料目次

1. 島田市地域公共交通会議 委員名簿	1
2 報告事項	
(1) 令和元年度島田市バス交通の運行状況について（速報値）資料1、1-1	2
(2) 富士山静岡空港金谷線 本格運行について 資料2	4
(3) 令和元年度 鍋島地区地元主体運行試行運行 結果について 資料3	6
3 協議事項	
(1) 令和2年8月以降の伊久身線・相賀線の運行について 資料4・5	8
(2) 島田地区・金谷地区路線 年末年始の運行について 資料4・5	8
(3) 生活交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー）の申請について 補足事項	10
補助申請書類 資料6	11
(4) 島田駅東線車両更新について 資料7	23
4 島田市地域公共交通会議要綱	24

## 島田市地域公共交通会議 委員名簿

(令和2年4月現在)

	所属等	役職名	氏名
1	島田市	地域生活部長	三浦 洋市
2	しずてつジャストライン株式会社	運行企画部長兼 輸送計画室長	藁科 孝佳
3	株式会社大鉄アドバンス	取締役 タクシー乗合バス事業部長	小左富士夫
4	商業組合静岡県タクシー協会志太榛原支部	島田地区代表	大石 滋司
5	一般社団法人静岡県バス協会	専務理事	堀内 哲郎
6	島田市自治会連合会	副会長	大池 一夫
7	島田市いきいきクラブ連合会	会長	山本 義雄
8	国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	首席運輸企画専門官	江間 綾子
9	南山大学総合政策学部	教授	石川 良文
10	ジャストライン労働組合	執行委員長	大塚 正訓
11	静岡県交通基盤部都市局	地域交通課長	仲野 弘己
12	静岡県島田警察署	交通課長	久野 勉
13	静岡県島田土木事務所	企画検査課長	菅沼 忠嗣
14	島田商工会議所	専務理事	北川 雅之
15	島田市	市長戦略部長	鈴木 将未
16	島田市	健康福祉部長	畑 活年
17	島田市	産業観光部長	谷河 範夫
18	島田市	都市基盤部長	田崎 武明
19	島田市	行政経営部長	大石 剛寿
20	島田市教育委員会	教育部長	中野 和志

## 資料 1

## 令和元年度 島田市バス交通の運行状況について(速報値)

(単位:人、千円)

区分	路線名	R1年度		H30年度		比較(R1-H30)	
		人数	運賃収入	人数	運賃収入	人数	運賃収入
島田市 自主 運行 路線	伊久身線	46,685	7,598	50,409	9,429	△ 3,724	△ 1,831
	川根温泉線	41,174	7,394	39,743	7,408	1,431	△ 14
	相賀線	26,541	4,314	26,562	4,267	△ 21	47
	湯日線	38,838	5,268	38,410	5,319	428	△ 51
	大津線	35,899	5,457	35,466	5,322	433	135
	田代の郷温泉線	26,182	4,089	26,209	4,248	△ 27	△ 159
	大代線	7,460	1,091	7,144	981	316	110
	夢づくり会館線	10,116	1,479	9,767	1,343	349	136
	菊川神谷城線	3,738	546	3,775	518	△ 37	28
	金谷循環線	4,435	648	4,815	661	△ 380	△ 13
	六合南線	1,426	268	1,969	376	△ 543	△ 108
	島田駅東線	2,639	406	2,214	313	425	93
	ゆいたく	63	11	96	15	△ 33	△ 4
	笹間渡笹間線	4,377	448	4,178	440	199	8
小計		249,573	39,017	250,757	40,640	△ 1,184	△ 1,623
共同 運行	萩間線	82,604	-	87,459	-	△ 4,855	-
	勝間田線	30,227	-	31,325	-	△ 1,098	-
小計		112,831	-	118,784	-	△ 5,953	-
し ず て つ	金谷島田病院線	67,708	-	74,222	-	△ 6,514	-
	島田静波線	165,567	-	160,588	-	4,979	-
小計		233,275	-	234,810	-	△ 1,535	-
合計		595,679	-	604,351	-	△ 8,672	-

※合計は、人数のみ

報告事項(1)

島田市自主運行路線の令和元年度運行状況

資料 1-1

No	路線名	系統名	起点	終点	系統 キロ (km)	本数 (※循環)	バス 停数	運行日		車両		総走行 キロ (km)	委託料 (千円)	運賃 収入 (千円)	国・県 補助金 (千円)	市 負担額 (千円)	利用者数 (人/年)	1便(※循環) あたり利用者 数(人/便)	キロ当たり 経費 (円)	1人当たり 経費 (円)	1人当たり 市負担額 (円)	100円を得 るために保 つる費用(円)	収支 率
								運行日	R1日数	車種	規模												
1	伊久身線	御堂沢	島田駅	22.1	16	50	毎日	366	マイクロバス (一部、中型バス)	30人乗 (54人乗)	129,417.6	62,509	7,598	10,587	44,324	46,685	8.0	500	1,340	950	823	12.2%	
		向谷系統	向谷四丁目	島田駅	2.8	8	11	毎日	366	マイクロバス (一部、中型バス)	30人乗 (54人乗)												8,198.4
2	川根温泉線	川根温泉ホテル	島田駅	24.5	10	40	毎日	366	マイクロバス (一部、中型バス)	30人乗 (54人乗)	89,670.0	47,646	7,394	5,699	34,553	41,174	11.2	500	1,160	840	644	15.5%	
			家山駅前	島田駅	20.8	2	37	毎日	366	マイクロバス (一部、中型バス)	30人乗 (55人乗)												15,225.6
3	相賀線		上相賀	島田駅	11.1	18	41	毎日	366	マイクロバス (一部、中型バス)	30人乗 (54人乗)	73,126.8	33,216	4,314	5,995	22,907	26,541	4.0	450	1,250	860	770	13.0%
4	湯日線		本村	島田駅	往路12.0 復路12.7	18	36	毎日	366	マイクロバス (一部、中型バス)	30人乗 (54人乗)	81,361.8	36,957	5,268	6,670	25,019	38,838	5.9	450	950	640	702	14.3%
5	大津線		天徳寺	島田駅	12.9	18	31	毎日	366	マイクロバス (一部、中型バス)	30人乗 (54人乗)	60,939.0	30,822	5,457	4,996	20,369	35,899	5.4	510	860	570	565	17.7%
6	田代の郷温泉線		伊太和里の湯	島田駅	8.5	17	21	毎日	366	マイクロバス (一部、中型バス)	30人乗 (54人乗)	26,443.5	24,022	4,089	2,818	17,115	26,182	4.2	910	920	650	587	17.0%
7	六合南線		六合駅	六合駅	5.1	※6	14	12/29~1/3 を除く平日	241	ジャンボタクシー	10人乗	7,374.6	4,070	268	0	3,802	1,426	※1.0	550	2,850	2,670	1,519	6.6%
8	島田駅東線		島田駅南口	島田駅北口	往路5.3 復路5.4	6	19	12/29~1/3 を除く平日	241	ジャンボタクシー	10人乗	7,736.1	4,064	406	0	3,658	2,639	1.8	530	1,540	1,390	1,001	10.0%
9	ゆいタク		吹木・中講	本村バス停・ ふれあいセン ター	不定	不定	なし	12/29~1/3 を除く平日	12	セダン型タクシー	5人乗	330.0	73	11	14	48	63	1.4	220	1,160	760	664	15.1%
10	菊川神谷城線		金谷駅前	金谷駅前	20.4	※5	14	毎日	366	ワゴン車	9人乗	37,332.0	9,549	546	0	9,003	3,738	※2.0	260	2,550	2,410	1,749	5.7%
11	夢づくり会館線		金谷駅前	夢づくり会館	往路5.5 復路5.3	10	15	毎日	366	マイクロバス	30人乗	19,764.0	4,962	1,479	0	3,483	10,116	2.8	250	490	340	335	29.8%
12	大代線		夢づくり会館	栗島公民館	10.7	10	26	毎日	366	ワゴン車	9人乗	39,162.0	10,017	1,091	0	8,926	7,460	2.0	260	1,340	1,200	918	10.9%
13	金谷循環線		金谷駅前	金谷駅前	5.7	5	16	毎日	366	マイクロバス	30人乗	10,431.0	2,668	648	0	2,020	4,435	2.4	260	600	460	412	24.3%
14	笹間渡笹間線		家山駅前	日掛	21.7	6	27	12/29~1/3・祝 日を除く月~土	291	マイクロバス	30人乗	37,888.2	9,778	448	2,239	7,091	4,377	2.5	260	2,230	1,620	2,183	4.6%
15	市尾塩本線 (スクール)	家山	一徳寺	19.5	4(スクール)	13	12/29~1/3・祝 日を除く月~金 (福祉運行は、 水曜日)	224	ロングタイプ ワゴン車	14人乗	34,944	4,400	10	0	4,390	-	-	110	-	-	-	-	0.2%
					3(福祉)			50	5,850	97	0.1												
16	一色上河内線 (スクール)	家山	上河内	14.6	4(スクール)	11	12/29~1/3・祝 日を除く月~金 (福祉運行は、 火曜日)	219	マイクロバス	29人乗	25,579	3,114	14	0	3,100	-	-	100	-	-	-	-	0.4%
					3(福祉)			50		4,410	143					0.1							
17	石風呂葛籠線 (スクール)	家山	葛籠	11.7	4(スクール)	9	12/29~1/3・祝 日を除く月~金 (福祉運行は、 金曜日)	234	マイクロバス	29人乗	21,902	4,064	27	0	4,037	-	-	160	-	-	-	-	0.7%
					3(福祉)			49		3,557	263					0.2							
18	笹間線 (スクール)	家山	日掛	22.0	3(スクール)	27	12/29~1/4・祝 日を除く月~金 (福祉運行は、 水曜日)	224	マイクロバス	29人乗	29,568	5,772	19	0	5,753	-	-	180	-	-	-	-	0.3%
					1(福祉)			50		2,250	138					0.2							
計											772,461.6	297,703	39,087	39,018	219,598	250,214							収支率平均 13.9%

(注) No.15からNo.18までの利用者数は児童・生徒以外の住民利用の人数を下段に記載しているため、利用者一人当たり経費、利用者一人当たり市負担額は示していない。

## 報告事項(2)

## 富士山静岡空港金谷線 本格運行について

富士山静岡空港と金谷地区及び奥大井の交流人数の調査と空港利用客の利便性向上のため、令和元年7月20日(土)から、富士山静岡空港金谷線の試行運行を実施していましたが、このたび、下記のとおり本格運行を開始することになりましたので、報告いたします。

- ◆運行時期 : 令和2年7月20日(月) 運行開始
- ◆運行会社 : 株式会社大鉄アドバンス
- ◆運行期間 : 富士山静岡空港 ~ 金谷駅前 ~ 新金谷駅前
- ◆運行本数 : 富士山静岡空港 から JR金谷駅・新金谷駅 行き 7本  
新金谷駅・JR金谷駅 から 富士山静岡空港 行き 6本  
※航空便の状況に応じて便数は調整の可能性あり
- ◆運行時間 : 別紙時刻表のとおり
- ◆運行車両 : 貸切バス 27名乗り(試行運行と同車両)
- ◆運賃 : 富士山静岡空港 ~ 新金谷駅 : 500円  
富士山静岡空港 ~ JR金谷駅 : 400円
- ◆その他 : 運賃の支払いは、現金もしくはPayPayで可

## 運行車両



## 富士山静岡空港金谷線 時刻表

	新金谷駅		JR金谷駅		富士山静岡空港		JR金谷駅		新金谷駅	
①	8:12	→	8:17	→	8:30					
②	10:42	→	10:47	→	11:00					
					11:45	→	11:58	→	12:03	③
④	12:20	→	12:25	→	12:38					
					13:10	→	13:23	→	13:28	⑤
⑥	14:17	→	14:22	→	14:35					
					14:45	→	14:58	→	15:03	⑦
⑧	15:22	→	15:27	→	15:40					
					16:10	→	16:23	→	16:28	⑨
⑩	16:42	→	16:47	→	17:00					
					17:10	→	17:23	→	17:28	⑪
					18:40	→	18:53	→	18:58	⑫
					19:20	→	19:33	→	19:38	⑬

令和元年度 鍋島地区地元主体運行試行運行 結果について

◆試行運転期間：令和元年9月20日(金)～令和2年3月23日(月)

◆運行主体：鍋島町内会（運転担当3名、整備担当1名）

◆試行運転内容

- ・鍋島町内会在住の住民のみ利用可
- ・運行ルートは3種類設定（いずれも午前中）
  - 毎週月曜日：買い物ルート（向谷地区）
  - 毎週火曜日：通院ルート（島田中央：2回、島田西：1回、川根：1回）
  - 月1回：高齢者学級



買い物ルートに乗車する利用者

※その他、社会見学・産業祭・高齢者福祉に関わる行事に対し送迎する。

- ・電話予約は不要（乗車希望者とその都度確認を取る方法を採用）

◆試行運転について（留意点）

- ・車両：生活安心課車両（トヨタハイエース10人乗り）を貸与
- ・ガソリン、任意保険：生活安心課が負担
- ・実施に先立ち、島田市タクシー協会、中部運輸局静岡支局と協議済である。  
※無償運行のため、中部運輸局への届出は不要
- ・6月7日（金）地元主体輸送について心構えを学ぶため、静岡市両河内地区に視察済

【利用実績 1回運行あたり平均人数】

	買い物ルート (毎週月曜日)	通院ルート (毎週火曜日)	高齢者学級 (月1回)
9月	4.5	2.0	運行無し
10月	7.0	1.5	運行無し
11月	7.0	1.0	7.0
12月	7.3	1.3	6.0
1月	5.5	1.0	9.0
2月	6.0	1.0	9.0
3月	7.5	1.0	運行無し
平均	6.4	1.3	7.8
実利用者数	16	4	10

※運行回数：42回（買い物26回、通院12回、高齢者学級4回）

◆利用者の代表的な声

- ・外出する楽しみが増えた。バスの中での会話が楽しみ。
- ・一緒に行っている人が来ないと「今日は体調悪いのかな」と気にするようになった。
- ・まわりの人を気にするようになって、鍋島での立ち話でも会話が増えた。
- ・地域で付き添いを引き受けてくれる。助け合いの気持ちがありがたい。

- ・高齢の旦那さんに買い物をしていくと、大変喜ぶ。旦那さんが家事の手伝いをしてくれるようになった。
- ・地域外の子供をわざわざ呼ぶ必要がなくなった。バスで山の家まで行った時の迎えありがたい。

◆今後のあり方、検討課題

買い物ルート・高齢者学級については、利用者も比較的多く、一定以上の支持を得ることができた。ただし、通院ルートについては、利用者の診療時間がまちまちのため、利用が伸び悩んだ。

今後は、今回の結果の検証は勿論のこと、近隣の地区への乗り入れを検討するなど、より使いやすいものにして、将来的な本格運行に繋げていきたいと考える。

・・・令和2年度も試行運行を実施予定



## 令和2年8月以降の伊久身線・相賀線の運行について 島田地区・金谷地区路線 年末年始の運行について

近年、バス運転手を始めとする人材不足が深刻化し、通年の安定的な運行に支障をきたしつつあり、運行委託費上昇の要因のひとつとなっています。

当市では、令和2年度から相賀線をバスからタクシーと運転代行事業者によるワゴン車に転換し、経費の節減を図っていますが、タクシー事業者及び運転代行事業者も慢性的な人材不足等によって経費が上昇しており、令和2年度を通した運行が確保されていない状況です。

つきましては、乗車状況データを検証した結果、特に乗車人数が少ない部分について、以下のとおり変更させていただきたく提案いたします。

### 1 令和2年8月以降の伊久身線・相賀線の運行について

平日のみの運行とし、土曜日、日曜日、祝休日を運休します。

### 2 島田地区・金谷地区路線 年末年始の運行について

年末年始期間（12月29日～1月3日：計6日間）を運休します。

対象路線

島田地区：伊久身線、相賀線、大津線、田代の郷温泉線

金谷地区：夢づくり会館線、金谷循環線、大代線、菊川神谷城線

（六合南線、島田駅東線、川根地区笹間渡笹間線は既に運休済み）

### 補足事項

- (1) 川根温泉線、湯日線は引き続き全日運行します。
- (2) 週末運休に伴い、特に影響の大きい伊久身自治会、相賀自治会には個別に説明しています。自治会からは、障害のある方への配慮、また、部活動でバスを利用する生徒への配慮を求められており、それぞれ福祉課、教育委員会と代替案等の対応について検討していきます。
- (3) 伊久身線、相賀線沿線自治会へはチラシを配布するとともに、広報誌に記事を掲載し、周知を図ります。
- (4) 生活安心課としまして、伊久身自治会及び相賀自治会へ地区住民による無償運送事業を展開することができないか提案しており、支援を進めたいと考えております。

(参考資料1) 令和元年度 伊久身線・相賀線運行データ

路線名	平日平均	土曜平均	日祝日平均
伊久身線	6.4人/便	4.0人/便	2.7人/便
相賀線	4.7人/便	3.5人/便	2.3人/便
(参考)川根温泉線	10.2人/便	8.7人/便	7.4人/便

(参考資料2) 令和元年度 年末年始運行データ

路線名	1便あたり	路線名	1便あたり
伊久身線	2.3人/便	夢づくり会館線	1.0人/便
相賀線	2.1人/便	金谷循環線	0.7人/便
大津線	3.0人/便	大代線	0.9人/便
田代の郷温泉線	2.5人/便	菊川神谷城線	0.7人/便
(参考) 川根温泉線	6.5人/便	(参考) 湯日線	5.6人/便

### 協議事項(3) 生活交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー)の申請について 補足事項

コミュニティバス川根温泉線、田代の郷温泉線については、国から補助を受けて運行をしています。

今回の書面協議で諮る内容は、令和3年度(令和2年10月1日～令和3年9月30日)の運行計画についてです。

この書面協議にて合意が得られたのち、御指摘のあった部分を訂正して、国土交通省に提出することになります。

#### 今回の流れ

- ① 今回の書面協議において、本計画認定申請内容について諮る。
- ② 合意を得たのち、今年6月末日までに、計画認定申請書類を国土交通省に提出する。
- ③ 審査について、島田市に通知される。  
運行事業者のしずてつジャストライン(株)(以下しずてつ)にも、情報共有される。



(令和2年10月～令和3年9月)事業の実施

- ④ 令和3年11月頃に、実績に基づきしずてつが交付申請する。  
※国庫補助路線のしずてつ島田静波線とともに申請をする。
- ⑤ 交付決定について、しずてつに通知される。  
島田市にも情報共有される。
- ⑥ 令和4年4月頃、国土交通省からしずてつに、補助金が一括で納入される。
- ⑦ 令和4年5月頃、コミュニティバス川根温泉線、田代の郷温泉線分をしずてつから島田市に納入される。

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

島地生第 号  
令和 2 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 島田市  
住 所 静岡県島田市中央町 1 番の 1  
代表者氏名 島田市長 染谷 絹代 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画含む）

（策定年月日）令和2年5月28日

（協議会名称）島田市地域公共交通会議

① 生活交通確保維持改善計画の名称

島田市地域内フィーダー系統確保維持計画

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

川根温泉線

島田市では、市民の移動手段を確保し、利便性を維持すること及び将来に至って持続可能なバス路線の維持を実現するため、平成27年度に既存のバス路線の見直しを行い、平成28年4月に運行を開始している。その中でも北部地域（伊久身地区、川根地区）は、人口減少や高齢化が進んでおり、健全な市民生活を営むうえでバス路線の確保・維持は必須である。

しかし、川根地区においては、移動手段の拠り所である大井川鐵道の本数が少ないことにより特に通学や通院などで利用したい交通弱者への影響が大きく、代替交通手段の確保は重要な課題となっていた。

本系統は、北部地区住民の市街地への移動手段を確保し、通院や通学、買い物等日常生活の利便性を高めるとともに、地域間幹線系統の島田駅バス停に接続し、他地域へのアクセスを容易にするものである。さらに、平成30年4月に家山駅前を経由する路線変更、令和2年4月に伊久身地区・川口及び向谷一丁目を経由する路線変更を行っており、さらに利便性を高めている。1日6便ではあるが、地域間幹線系統の地域内フィーダーとしての役割を果たしており、地域住民にとって不可欠な路線である。

田代の郷温泉線

先述の平成27年度のバス路線の見直しを経て、平成28年4月に利用人員数が減少傾向であった相賀線の継続と減便（14便から9便）も考慮し、比較的利用者数が多い相賀線の三ツ合町東～中河町と同じ経路に変更した。これにより、同区間は、田代の郷温泉線8便、相賀線9便の計17便の運行となり、利用者の利便性を高めることになっている。

本路線は、地域間幹線系統の島田駅バス停と接続しており、多人数利用区間においては通院や買い物等で沿線住民の生活交通として必要不可欠な路線となっている。

2 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

自主運行バス利用者数	対令和元年度比	100%
自主運行バス運行基準	令和元年度実績をベースに各路線で収支率を設定	

【川根温泉線】

利用者数 41,174 人／年 収支率 15.5%

【田代の郷温泉線】

利用者数 26,182 人／年 収支率 17.0%

(2) 事業の効果

【川根温泉線】

川根温泉線は、島田市における辺地・過疎地域の生活交通路線の役割を担っており、経路変更と増便を行い、本路線を維持することにより、その沿線の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。しかしながら、人口減少と高齢化が進行する中で、利用者の大幅な増加を見込むことは困難であるが、地域間幹線である島田静波線とJR島田駅で接続することにより市立島田市民病院等主要施設や市街地への移動手段が確保されることで、地域間交流が促進され、地域の孤立を防ぐことができる。また、バスの利用が多く見込める地区へバスを補完することで、利用者の増加が期待される。

また、家山駅からのバス始発時間を7時5分に設定し、大井川鐵道により家山駅から金谷方面に向う鐵道発車時刻6時46分と7時24分と合わせて発車回数の頻度を上げて利用者の利便性を相互に補完できている。その他の時間帯においても、川根温泉線と大井川鐵道の時刻を交互にすることで、更に利便性を確保できている。

【田代の郷温泉線】

本路線は、比較的利用人員が多い「はなみずき通り」を経路として、相賀線と一部重複することにより、利便性を高めているのは勿論のこと、地域間幹線である島田静波線とJR島田駅で接続することにより、市立島田市民病院等主要施設や市街地への移動手段が確保できている。

3 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・鉄道や民間路線バスも含めた公共交通ネットワークが一目で分かる島田市バスマップを作成し、全戸回覧また希望者に配布している。(島田市)
  - ・OD調査やアンケート調査などを実施し、結果を分析し利用促進を図る。(島田市)
  - ・町内会等で出前講座を実施し、バスの現状を周知している。(島田市)
  - ・市生活安心課でツイッターを開設し、バスの情報をリアルタイムで提供する。(島田市)
  - ・バスロケーションシステムについて、全市域のバス接近状況を検索できるアプリケーションの開発を地元高校生と協働して取り組んでいる。(島田市)
  - ・バスロケーションシステムを一部の運行地域に導入
  - ・時刻表・バス情報を取得するための、QRコードの作成
- (しずてつジャストラインのシステムを利用)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者	
①運行系統の概要	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付 路線図、時刻表を添付
・川根温泉線	川根温泉ホテル～家山駅～川口～向谷一丁目～稲荷町～ 島田駅
・田代の郷温泉線	島田駅にて島田静波線に接続 伊太和里の湯～伊太団地～島田駅 島田駅にて島田静波線に接続
②運行事業者の決定方法	入札により運行事業者を選定する。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者	
運行開始日	平成28年4月1日
令和元年度運行事業費	川根温泉線 47,646千円（伊久身線と距離按分） 田代の郷温泉線 24,022千円
島田市から運行事業者へ、運行経費から国庫補助金、運行収入を差し引いた差額分を負担する。	
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	
しずてつジャストライン(株)	
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】	
該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他実施特記事項 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付	

12. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
14. 車両取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善にかかる計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進） 【公有民営方式車両購入国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 協議会の開催状況と主な議論
令和2年5月28日 島田市地域公共交通会議 地域公共交通確保維持改善計画の協議及び合意
17. 利用者等の意見の反映
本計画の協議を行う島田市地域公共交通会議の構成員には、自治会連合会、老人クラブ連合会等の各種団体の代表が参加しており、利用者の意見は反映されている。 また、地元自治会との話し合いを重ね、経路、本数、時刻等利用者の利便性に配慮、調整し、理解を得られている。
18. 協議会メンバーの構成員
「島田市地域公共交通会議委員名簿」を添付

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 静岡県島田市中心1番の1  
(所 属) 島田市役所 地域生活部生活安心課  
(氏 名) 松本 健一・長江 正和  
(電 話) 0547(36)7144  
(e-mail) anshin@city.shimada.lg.jp



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

R3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
静岡県 島田市	しずてつジャスト ライン株式会社	(1) 川根温泉線	川根 温泉 ホテル	稲荷町	島田駅	往25.9 km 復25.9 km	365日	2,190回		路線定期運行	①	停留所「島田駅前」 で島田静波線に乘 り継いで接続	③
	しずてつジャスト ライン株式会社	(2) 田代の郷温泉線	伊太 和里 の湯	伊太団 地	島田駅	往8.5 km 復8.5 km	365日	3102.5		路線定期運行	①	停留所「島田駅前」 で島田静波線に乘 り継いで接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

16

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	島田市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	46,634
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。なお、記載する場合の適用算定式においては平成31年度(令和元年度)における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の通知(令和元年6月25日付国総支第9号)の算定式を用いること。

(1)記載要領

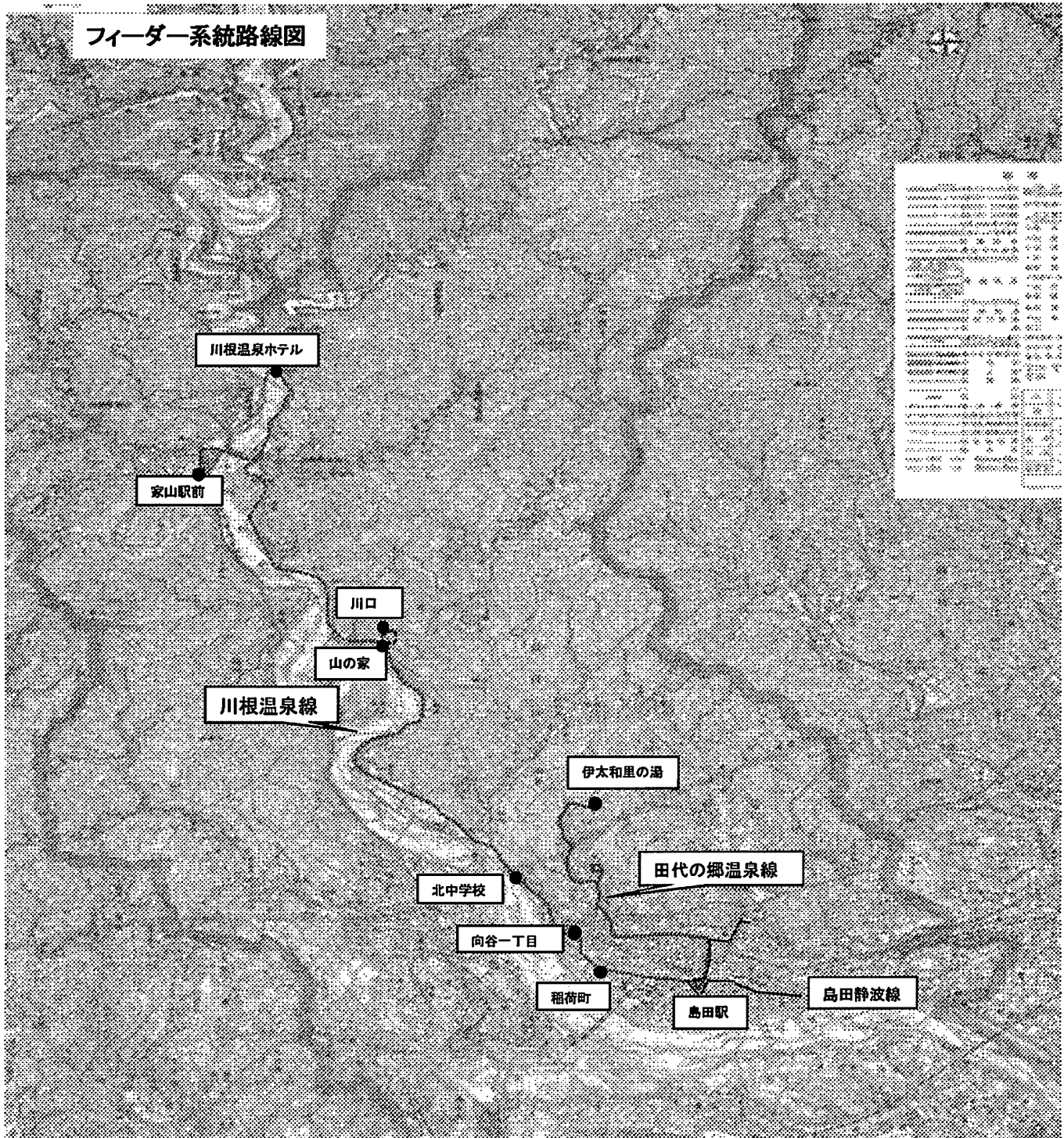
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。

4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

# フィーダー系統路線図



# 川根温泉線

	1便	2便	3便	4便	5便	6便
川根温泉ホテル(発)		9:20	10:45	13:00	14:15	16:30
身成北		9:23	10:48	13:03	14:18	16:33
川根中学校入口		9:24	10:49	13:04	14:19	16:34
高木医院前		9:25	10:50	13:05	14:20	16:35
家山駅前	7:05	9:29	10:54	13:09	14:24	16:39
高木医院前	7:08	9:32	10:57	13:12	14:27	16:42
デイサービスセンター前	7:11	9:35	11:00	13:15	14:30	16:45
渡島橋	7:13	9:37	11:02	13:17	14:32	16:47
丹原	7:16	9:40	11:05	13:20	14:35	16:50
川口東	7:21	9:45	11:10	13:25	14:40	16:55
伊久身幼稚園上	7:21	9:45	11:10	13:25	14:40	16:55
川口	7:22	9:46	11:11	13:26	14:41	16:56
山の家	7:22	9:46	11:11	13:26	14:41	16:56
北鷄網	7:24	9:48	11:13	13:28	14:43	16:58
鷄網	7:25	9:49	11:14	13:29	14:44	16:59
神座宮前	7:27	9:51	11:16	13:31	14:46	17:01
上神座	7:28	9:52	11:17	13:32	14:47	17:02
神座小学校	7:32	9:56	11:21	13:36	14:51	17:06
水神入口	7:32	9:56	11:21	13:36	14:51	17:06
虚空蔵尊入口	7:33	9:57	11:22	13:37	14:52	17:07
大沢橋	7:34	9:58	11:23	13:38	14:53	17:08
五番組公会堂	7:34	9:58	11:23	13:38	14:53	17:08
甚六	7:35	9:59	11:24	13:39	14:54	17:09
オレンジタウン神座入口	7:35	9:59	11:24	13:39	14:54	17:09
JA島田北支店	7:36	10:00	11:25	13:40	14:55	17:10
渡口	7:36	10:00	11:25	13:40	14:55	17:10
相賀橋	7:37	10:01	11:26	13:41	14:56	17:11
北中学校	7:39	10:03	11:28	13:43	14:58	17:13
柳島	7:40	10:04	11:29	13:44	14:59	17:14
笹ヶ久保公園	7:40	10:04	11:29	13:44	14:59	17:14
竜泉院	7:41	10:05	11:30	13:45	15:00	17:15
向谷一丁目	7:42	10:06	11:31	13:46	15:01	17:16
向谷郵便局	7:44	10:08	11:33	13:48	15:03	17:18
稲荷一丁目	7:45	10:09	11:34	13:49	15:04	17:19
島田高校入口	7:46	10:10	11:35	13:50	15:05	17:20
稲荷町	7:47	10:11	11:36	13:51	15:06	17:21
島田河原町	7:47	10:11	11:36	13:51	15:06	17:21
向島西	7:48	10:12	11:37	13:52	15:07	17:22
向島町新東海製紙	7:49	10:13	11:38	13:53	15:08	17:23
大善寺前	7:50	10:14	11:39	13:54	15:09	17:24
大井神社前	7:51	10:15	11:40	13:55	15:10	17:25
本通三丁目	7:52	10:16	11:41	13:56	15:11	17:26
島田駅(着)	7:54	10:18	11:43	13:58	15:13	17:28

川根温泉線 島田駅方面行き

	1便	2便	3便	4便	5便	6便
島田駅(発)	8:05	9:15	10:45	13:00	15:15	17:40
大井神社前	8:06	9:16	10:46	13:01	15:16	17:41
大善寺前	8:08	9:18	10:48	13:03	15:18	17:43
向島町新東海製紙	8:09	9:19	10:49	13:04	15:19	17:44
向島西	8:10	9:20	10:50	13:05	15:20	17:45
島田河原町	8:11	9:21	10:51	13:06	15:21	17:46
稲荷町	8:12	9:22	10:52	13:07	15:22	17:47
島田高校入口	8:14	9:24	10:54	13:09	15:24	17:49
稲荷一丁目	8:15	9:25	10:55	13:10	15:25	17:50
向谷郵便局	8:16	9:26	10:56	13:11	15:26	17:51
向谷一丁目	8:18	9:28	10:58	13:13	15:28	17:53
竜泉院	8:19	9:29	10:59	13:14	15:29	17:54
笹ヶ久保公園	8:20	9:30	11:00	13:15	15:30	17:55
柳島	8:21	9:31	11:01	13:16	15:31	17:56
北中学校	8:23	9:33	11:03	13:18	15:33	17:58
相賀橋	8:23	9:33	11:03	13:18	15:33	17:58
渡口	8:23	9:33	11:03	13:18	15:33	17:58
JA島田北支店	8:24	9:34	11:04	13:19	15:34	17:59
オレンジタウン神座入口	8:25	9:35	11:05	13:20	15:35	18:00
甚六	8:25	9:35	11:05	13:20	15:35	18:00
五番組公会堂	8:26	9:36	11:06	13:21	15:36	18:01
大沢橋	8:26	9:36	11:06	13:21	15:36	18:01
虚空蔵尊入口	8:27	9:37	11:07	13:22	15:37	18:02
水神入口	8:27	9:37	11:07	13:22	15:37	18:02
神座小学校	8:28	9:38	11:08	13:23	15:38	18:03
上神座	8:29	9:39	11:09	13:24	15:39	18:04
神座宮前	8:30	9:40	11:10	13:25	15:40	18:05
鷄網	8:33	9:43	11:13	13:28	15:43	18:08
北鷄網	8:34	9:44	11:14	13:29	15:44	18:09
山の家	8:37	9:47	11:17	13:32	15:47	18:12
川口	8:38	9:48	11:18	13:33	15:48	18:13
伊久身幼稚園上	8:38	9:48	11:18	13:33	15:48	18:13
川口東	8:39	9:49	11:19	13:34	15:49	18:14
丹原	8:44	9:54	11:24	13:39	15:54	18:19
渡島橋	8:47	9:57	11:27	13:42	15:57	18:22
デイサービスセンター前	8:49	9:59	11:29	13:44	15:59	18:24
高木医院前	8:52	10:02	11:32	13:47	16:02	18:27
家山駅前	8:55	10:05	11:35	13:50	16:05	18:30
高木医院前	8:58	10:08	11:38	13:53	16:08	—
川根中学校入口	8:59	10:09	11:39	13:54	16:09	—
身成北	9:00	10:10	11:40	13:55	16:10	—
川根温泉ホテル(着)	9:04	10:14	11:44	13:59	16:14	—

川根温泉線 川根温泉ホテル方面行き

## 田代の郷温泉線

	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
田代の郷温泉線 島田駅方面行き	伊太和里の湯(発)	7:00	8:25	9:15	10:35	13:00	14:35	17:25	18:40	20:10
	田代環境プラザ	7:02	8:27	9:17	10:37	13:02	14:37	17:27	18:42	20:12
	玉雲寺西	7:04	8:29	9:19	10:39	13:04	14:39	17:29	18:44	20:14
	上伊太公会堂	7:06	8:31	9:21	10:41	13:06	14:41	17:31	18:46	20:16
	上伊太下	7:07	8:32	9:22	10:42	13:07	14:42	17:32	18:47	20:17
	小山田橋	7:09	8:34	9:24	10:44	13:09	14:44	17:34	18:49	20:19
	伊太団地	7:11	8:36	9:26	10:46	13:11	14:46	17:36	18:51	20:21
	伊太団地南	7:12	8:37	9:27	10:47	13:12	14:47	17:37	18:52	20:22
	島田樟誠高校	7:13	8:38	9:28	10:48	13:13	14:48	17:38	18:53	20:23
	向谷元町	7:14	8:39	9:29	10:49	13:14	14:49	17:39	18:54	20:24
	三ッ合町東	7:16	8:41	9:31	10:51	13:16	14:51	17:41	18:56	20:26
	中溝町西	7:17	8:42	9:32	10:52	13:17	14:52	17:42	18:57	20:27
	中溝町東	7:17	8:42	9:32	10:52	13:17	14:52	17:42	18:57	20:27
	旗指西	7:18	8:43	9:33	10:53	13:18	14:53	17:43	18:58	20:28
	旗指東	7:18	8:43	9:33	10:53	13:18	14:53	17:43	18:58	20:28
	中河町	7:19	8:44	9:34	10:54	13:19	14:54	17:44	18:59	20:29
	島田郵便局	7:21	8:46	9:36	10:56	13:21	14:56	17:46	19:01	20:31
	市役所西	7:22	8:47	9:37	10:57	13:22	14:57	17:47	19:02	20:32
	幸町	7:23	8:48	9:38	10:58	13:23	14:58	17:48	19:03	20:33
	本通三丁目	7:24	8:49	9:39	10:59	13:24	14:59	17:49	19:04	20:34
島田駅(着)	7:26	8:51	9:41	11:01	13:26	15:01	17:51	19:06	20:36	
田代の郷温泉線 田代の郷温泉方面行き	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	
	島田駅(発)	7:50	8:40	10:00	12:25	14:02	16:50	18:05	19:20	
	本通三丁目	7:51	8:41	10:01	12:26	14:03	16:51	18:06	19:21	
	幸町	7:51	8:41	10:01	12:26	14:03	16:51	18:06	19:21	
	市役所西	7:52	8:42	10:02	12:27	14:04	16:52	18:07	19:22	
	島田郵便局	7:52	8:42	10:02	12:27	14:04	16:52	18:07	19:22	
	中河町	7:54	8:44	10:04	12:29	14:06	16:54	18:09	19:24	
	旗指東	7:55	8:45	10:05	12:30	14:07	16:55	18:10	19:25	
	旗指西	7:56	8:46	10:06	12:31	14:08	16:56	18:11	19:26	
	中溝町東	7:57	8:47	10:07	12:32	14:09	16:57	18:12	19:27	
	中溝町西	7:57	8:47	10:07	12:32	14:09	16:57	18:12	19:27	
	三ッ合町東	7:58	8:48	10:08	12:33	14:10	16:58	18:13	19:28	
	向谷元町	8:00	8:50	10:10	12:35	14:12	17:00	18:15	19:30	
	島田樟誠高校	8:02	8:52	10:12	12:37	14:14	17:02	18:17	19:32	
	伊太団地南	8:04	8:54	10:14	12:39	14:16	17:04	18:19	19:34	
	伊太団地	8:05	8:55	10:15	12:40	14:17	17:05	18:20	19:35	
	小山田橋	8:07	8:57	10:17	12:42	14:19	17:07	18:22	19:37	
	上伊太下	8:09	8:59	10:19	12:44	14:21	17:09	18:24	19:39	
	上伊太公会堂	8:11	9:01	10:21	12:46	14:23	17:11	18:26	19:41	
	玉雲寺西	8:12	9:02	10:22	12:47	14:24	17:12	18:27	19:42	
田代環境プラザ	8:15	9:05	10:25	12:50	14:27	17:15	18:30	19:45		
伊太和里の湯(着)	8:17	9:07	10:27	12:52	14:29	17:17	18:32	19:47		

○平日、土日祝日ともに同じ時刻で運行します。

※大津線と島田駅で乗り継ぐ場合は、「乗継券」が必要となります。

209 島田市 shimada-shi



## 島田駅東線車両更新について

### 1 概要

コミュニティタクシー路線の島田駅東線について、島田タクシー有限会社及び株式会社大鉄アドバンスの2者のジャンボタクシーにて共同運行しているが、株式会社大鉄アドバンス側の車両が14年を迎え老朽化してきたことから、車両更新をするものである。

なお、ジャンボタクシー車両については、車両の構造上、乗降口の幅、車いす利用者の円滑な乗降、地上面から床面の高さ、車いすのスペース、通路の有効幅の拡充、通路の手すりの設置はできない。

そのため、移動円滑化基準第43条の規定に基づき、基準適用除外申請を行いたい。

### 2 使用車両の諸元

トヨタハイエース (定員10名)

長さ：538.0cm、幅：188.0cm、高さ：228.0cm、車両重量：2,190Kg

### 3 更新時期

令和2年7月1日



(設置)

第1条 島田市は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき市民の生活に必要な旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び市町村運営有償運送に関する協議を行い、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき島田市地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、島田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 法第3条第1号イに規定する事業をいう。
- (2) 市町村運営有償運送 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する運送をいう。

(所掌事項)

第3条 交通会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項について協議すること。
  - ア 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送事業の態様、運賃及び料金等に関する事項
  - イ 市町村運営有償運送の必要性、旅客から収受する対価等に関する事項
  - ウ 連携計画の策定及び変更に関する事項
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、旅客の利便の増進並びに連携計画の作成及び実施に関し市長が必要と認める事項
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整を行うこと。

(組織)

第4条 交通会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は旅客の代表者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者（法第9条第6項第3号に規定する者をいう。以下同じ。）
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (5) 学識経験者

- (6) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (7) 静岡県島田警察署の職員
- (8) 静岡県の職員
- (9) 市の職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 会長は、交通会議の会議（次条において単に「会議」という。）の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議録の公開をもってこれに代えることができる。

(部会)

第8条 交通会議に、交通会議の会議の円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

2 部会は、その協議した事項について交通会議に報告するものとする。

3 部会は、委員及び委員以外の者で組織する。

4 部会員（部会に属する者をいう。以下同じ。）は、委員のうちから会長が指名し、及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 地域住民の代表者

(2) 市の職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 前項の規定により委嘱され、又は任命された部会員の任期は、2年とする。ただ

し、部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第9条 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

2 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

3 部会長に事故があるときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、部会長が欠員のときはその職務を行う。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、地域生活部生活安心課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成23年8月31日告示第185号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に改正後の第4条第2項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成24年3月31日までとする。

3 施行日以後最初に改正後の第8条第4項の規定により委嘱され、又は任命される部会に属する者の任期は、改正後の同条第5項本文の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成24年3月30日告示第71号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第75号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月8日告示第110号)

この告示は、平成27年5月8日から施行する。

附 則 (平成27年7月30日告示第180号)

この告示は、平成27年7月30日から施行する。